

No. 135(2014/3)

東京地判平成 25 年 2 月 28 日(平成 23 年(ワ)38969 号債務不存在確認請求事件)
— FRAND 宣言に基づく標準規格必須宣言特許について権利行使を否定した事案 —

紋谷 崇俊 (弁護士)

・・・ 以下 概要 ・・・

1. 事案の概要

本件は、X(米国法人のアップルインコーポレイテッド(以下「訴外 A」という。))の日本における子会社であるアップルジャパン株式会社、及び、同社の地位を承継した Apple Japan 合同会社)が、X による本件製品の生産、譲渡、輸入等の行為は、Y(韓国法人である三星電子株式会社(特許登録原簿上の名称「サムスン エレクトロニクス カンパニー リミテッド」))が有する標準規格の必須宣言特許の侵害に該当せず、仮に該当するとしても、その権利行使は認められないと主張し、特許権侵害に基づく損害賠償請求権の不存在の確認を求めた事案である。

Y は、発明の名称を「移动通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送信する方法及び装置」と称する特許第 4642898 号の特許権を有する(以下、この特許を「本件特許」、この特許権を「本件特許権」という。・・・

2. 争点

本件の争点は、以下のとおりである。

争点 1 : 本件各製品についての本件発明 1 の技術的範囲の属否

争点 2 : 本件発明 2 に係る本件特許権の間接侵害(特許法 101 条 4 号, 5 号)の成否

争点 3 : 特許法 104 条の 3 第 1 項の規定による本件各発明に係る本件特許権の権利行使の制限の成否

争点 4 : 本件各製品に係る本件特許権の消尽の有無

争点 5 : Y の本件 FRAND 宣言に基づく訴外 A と Y 間の本件特許権のライセンス契約の成否

争点 6 : Y による本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

なお、本判決は、後述のように、本件製品 2 及び 4 が本件発明 1 の技術的範囲に属すること(争点 1)を認定の上、争点 2~5 について判断せず、権利濫用の成否(争点 6)について判断している。

3. 当事者の主張

4. 裁判所の判断

争点 1 (本件各製品についての本件発明 1 の技術的範囲の属否) について

争点 6 (権利濫用の成否) について

(1) 前提

- (2) 信義則上の誠実交渉義務
- (3) 誠実交渉義務の前提条件
- (4) 信義則違反の認定
- (5) 権利濫用の認定

5. 考察

- 5.1 本判決の位置づけ・評価
- 5.2 判決主文について
- 5.3 判旨について
- 5.4 今後の方向性について

(以上全 17 ページ)